

徳島県国土強靱化地域計画

平成27年3月

徳島県

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	3
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	6
IV 国土強靱化の推進方針	14
① 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る	15
② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる （それがなされない場合の必要な対応を含む）	29
③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	39
④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	43
⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を 機能不全に陥らせない	43
⑥ 大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要最低限の電気、 ガス、水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早 期復旧を図る	49
⑦ 制御不能な二次災害を発生させない	55
⑧ 大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復 できる条件を整備する	60
横断的分野	66
V 施策の重点化	69
VI 計画の推進と進捗管理	70
（別紙1） 起きてはならない最悪の事態の様相	71
（別紙2） 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果	77
（別紙3） 国土強靱化の推進方針における「BCP」	106
（別紙4） 重要業績指標一覧	107
（別紙5） 国土強靱化地域計画策定検討委員会名簿	114

はじめに

本県では、甚大な被害をもたらした「東日本大震災」の発災後、ただちに「地震津波減災対策検討委員会」を設置し、「東日本大震災」の課題と教訓から、これまでの防災だけでなく、新たに「助かる命を助ける」という減災の視点を加えた地震・津波対策の抜本的な検討を進め、これまで県が取り組んできた各種施策の検証を行うとともに、今後、早急に実施すべき対策を網羅した「『とくしまー0（ゼロ）作戦』地震対策行動計画」を取りまとめ、南海トラフ巨大地震や直下型地震発災時の死者ゼロを目指すことを基本理念として、地震・津波対策を迅速かつ確実に実施してきたところである。

国においては、平成25年12月11日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定し、今後、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めていくこととしている。

一方、国土強靱化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国における基本計画の策定に引き続き、地方公共団体において、各々の地域の強靱化計画が策定され、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

このため、本県においては、「南海トラフの巨大地震」に加え、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「県土の強靱化」の推進を図るため、国土強靱化に関して本計画以外の県の計画等の指針となるべきものとして、「徳島県国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を策定するものである。

なお、「地域計画」は、様々な分野の有識者からなる「徳島県国土強靱化地域計画策定検討委員会」を設置し、各委員の意見や提言を適切に反映し、策定を行った。